

○埼玉県警察表彰取扱要領

平成13年9月28日

埼例規第96号・監

警察本部長

埼玉県警察表彰取扱要領の制定について（例規通達）

この度、埼玉県警察表彰規程（平成13年埼玉県警察本部訓令第29号）の施行に伴い、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成13年10月1日から実施することとしたから、運用上誤りがないようにされたい。

別添

埼玉県警察表彰取扱要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、埼玉県警察表彰規程（平成13年埼玉県警察本部訓令第29号。以下「規程」という。）第10条に基づく表彰等の審査基準その他埼玉県警察の表彰の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

第2 本部長表彰の取扱い

1 警察功績章

警察功績章は、次のいずれかに該当する職員に授与する。ただし、退職の際に警察庁長官又は関東管区警察局長から警察功績章を受けた者及び過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるものを除く。

- (1) 30年以上警察に在職した警視、警部又はこれに相当する一般職員。ただし、退職時に特別昇任した警部又はこれに相当する一般職員を除く。
- (2) 30年以上警察に在職した警部補以下の警察官又はこれに相当する一般職員で、地方公務員法第28条の2の規定により他の職への降任をされたもの。
- (3) 30年以上警察に在職した警部補以下の警察官又はこれに相当する一般職員（退職時に特別昇任した警部又はこれに相当する一般職員を含む。）で、警察庁長官若しくは関東管区警察局長の賞詞又は本部長の行う優秀職員表彰を受けたことのあるもの。ただし、前号の警察官又はこれに相当する一般職員を除く。

2 賞詞

賞詞は、次の区分により取り扱うものとする。

(1) 功労賞詞

規程第3条第3項第1号から第8号まで及び第13号に掲げる事項のいずれかに該当する多大な功労があると認められる職員に授与する。

(2) 術科等賞詞

術科等の振興に多大な功労があった職員並びに警察術科の各種大会及び警察業務に関連

する各種大会において極めて優秀な成績を収めた職員に授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるものを除く。

(3) 優秀職員賞詞

警部補以下の警察官又はこれに相当する一般職員で20年以上勤続している者を対象に、毎年、過去3箇年の勤務実績を審査し、人格識見とも優れ、かつ、勤務成績が優秀なものに授与する。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 過去にこれと趣旨を同じくする表彰を受けた者

イ 過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるもの

(4) 業務推進賞詞

一定期間同一の警察業務に専従し、著しい功労があった職員に授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるものを除く。

(5) 無事故賞詞

警部補以下の警察官で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第1号の7の規定により緊急自動車として指定された警察車両（4(4)において「緊急自動車として指定された警察車両」という。）の運転に専従し、又は留置管理業務に専従して、それぞれ引き続き4年を経過し、4(4)に定める趣旨を同じくする無事故賞誉を受賞した勤務成績が優秀な職員に授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるものを除く。

なお、期間計算の起算日は、分掌異動発令日とする。

ただし、当該業務に関して、埼玉県警察職員懲戒等取扱規程（昭和54年埼玉県警察本部訓令第15号）に基づく訓戒以上の処分を受けた場合は、その処分日をもって新たな起算日とする。

(6) 研修成績優秀賞詞

警察大学校及び管区警察学校における研修成績が極めて優秀な職員に授与する。

(7) 永年勤続賞詞

職員として、30年を超えて勤続し、その間職務に精励した者で、次に該当するものに授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるもの及び他機関から同趣旨の表彰を受賞している者を除く。

ア 定められた表彰の日に在職する者。（定年等により退職する職員のうち、定められた

表彰の日の属する年度内に勤続年数が30年に達する者を含む。)

なお、所定の勤続年数に達した者が、他機関への出向その他やむを得ない事由によりその年に当該表彰を受けることができなかつたときは、当該事由がなくなった日に表彰を行うことができる。

イ 現に停職、休職又は長期欠勤中でない者

(8) 退職賞詞

退職に際し、次のいずれかに該当する職員に授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるものを除く。

ア 警察庁長官賞詞又は関東管区警察局長賞詞を受賞した者

イ 20年以上勤続し勤務状況に問題がない者

ウ 10年以上勤続して死亡した場合で、在職中の勤務状況に問題がない者。ただし、公務により死亡したと認められる場合は、勤続期間を問わない。

3 賞状

(1) 複数の部署による合同捜査本部等に授与する賞状は、第6の1(2)に規定する部署表彰審査基準に基づく審査結果を基に、次表により授与件数を決定するものとする。

ア 部署表彰審査の結果、授与件数が1件の場合は、原則として合同捜査本部等に編成され、拠点となった警察署(以下「拠点署」という。)に授与するものとする。

イ 部署表彰審査の結果、授与件数が複数の場合は、拠点署のほか功労の度合いにより授与するものとする。

ウ 前記イの場合、拠点署以外の部署に対して授与するときは、同部署が当該捜査本部等に対し、延べ60人以上の捜査員を派遣したことを要するものとする。

エ 賞状に記載する受賞部署は、事件名を冠した捜査本部等名とし、受賞部署名を括弧書きするものとする。

(2) 規程第3条第4項第2号に規定する賞状は、次により実績優秀な警察署に授与するものとする。

ア 授与警察署は、総合成績が優秀な警察署及び各部門の成績が優秀な警察署とする。

イ 実績評価は、原則として毎年1月1日から12月31日までの間を対象とする。

ウ 評価に当たっては、警察署の規模等を考慮する。

4 賞誉

賞誉は、次の区分により取り扱うものとする。

(1) 功労賞誉

規程第3条第3項第1号から第8号まで及び第13号に掲げる事項のいずれかに該当する功労があると認められる職員又は部署に授与する。

(2) 術科等賞誉

術科等の振興に功労があった職員並びに警察術科の各種大会及び警察業務に関連する各種大会において優秀な成績を収めた職員に授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるものを除く。

(3) 業務推進賞誉

一定期間同一の警察業務に専従し、功労があった職員に授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるものを除く。

(4) 無事故賞誉

警部補以下の警察官で、緊急自動車として指定された警察車両の運転に専従し、又は留置管理業務に専従して、それぞれ引き続き2年を経過した勤務成績が良好な職員に授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるものを除く。

また、無事故賞誉受賞後、前記2(5)に定める趣旨を同じくする無事故賞詞を授与された場合、当該授与日から起算して再び無事故賞誉の授与基準に達したときは、重ねて授与することができる。

なお、期間計算の起算日は、前記2(5)と同様とする。

(5) 研修成績優秀賞誉

警察大学校、管区警察学校、警察学校等における研修成績が優秀な職員に授与する。

(6) 退職賞誉

退職に際し、次のいずれかに該当する職員に授与する。ただし、過去に懲戒処分等を受けた者で表彰を授与することが相当ではないと認められるものを除く。

ア 10年以上勤続し勤務状況に問題がない者

イ 5年以上勤続して死亡した場合で、在職中の勤務状況に問題がない者

(7) 規程第3条第5項第2号に規定する賞誉は、前記3(2)に準じて、実績優良な警察署に授与する。

5 感謝状

- (1) 規程第3条第6項第1号から第5号まで及び第7号に規定する感謝状は、その都度授与するものとする。
- (2) 規程第3条第6項第6号に規定する感謝状は、原則として日を定めて授与するものとする。

6 勤続期間の計算方法

本部長表彰に関する勤続期間の計算方法については、次に定めるところによる。

- (1) 職員として引き続き勤続した期間を月計算により計算する。
- (2) 通算を認める期間

ア 職員が警察以外の官公署に出向を命ぜられて転出し、再び職員となったときは、出向中の勤続期間。

なお、自己の都合により警察以外の官公署に転出し、再び職員となったときは、新たに職員として採用された日を起算日とする。

イ 警察以外の官公署に勤務していた者が、警察からの要請等により職員として採用された後5年を経過した場合は当該官公署の勤続期間。この場合において、警察以外の官公署におけるその者の職務内容が、警察の職務と密接な関連がない場合は、当該官公署の勤続期間の2分の1を通算する。ただし、自己の都合により当該官公署を退職した場合を除く。

ウ 官公署の業務移管により警察に採用された後5年を経過した場合は、その移管前の官公署における勤続期間

エ 国、他の都道府県警察における在職期間（在職期間が継続する場合に限る。）

オ 育児休業期間及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。（3）において「法」という。）第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。（3）において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）の期間

- (3) 2分の1の通算を認める期間

法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間、自己啓発等休業期間（休業期間が職員としての職務に特に有用であると認められるものは、その休業期間の全てを通算する。）及び

配偶者同行休業期間

(4) 通算を認めない期間

ア 停職期間及び前記(2)オ及び(3)に定める以外の休職期間

イ 職員が自己の都合により退職した後、再び採用された場合の退職前の勤続期間

(5) 勤続期間について疑義が生じたときは、その都度本部長が決定する。

第3 部長・所属長表彰の事務処理

部長及び所属長の行う表彰に関する事務処理は、表彰等該当事案を主管する所属において行う。

第4 その他の賞揚

1 善行賞等の賞揚

善行賞及び善行顕彰に関する事務処理は、警務部監察官室において行う。

2 競技会等の賞揚

競技会等における表彰に関する事務処理は、当該競技会等を主管する所属において行う。

第5 副賞等

副賞等の基準は、次表に掲げるとおりとする。ただし、特別の必要があると認める場合は、増額することができる。

第6 表彰等の審査

1 表彰等審査基準

表彰等審査基準は、次に定める各基準によるものとする。

- (1) 個人表彰審査基準（別表1）
- (2) 部署表彰審査基準（別表2）
- (3) 警察部外個人表彰等審査基準（別表3）
- (4) 警察部外功労（累積）者表彰審査基準（別表4）
- (5) 警察部外団体表彰審査基準（別表5）

2 表彰等の審査

- (1) 表彰等の審査は、前記1の表彰等審査基準に功労又は業績の内容を当てはめて評点し、これを表彰種別基準表（別表6）に照らして表彰の種別を決定する。
- (2) 表彰等該当事案のうち、事案が特殊又は異例で表彰等審査基準に該当しない審査項目がある場合又は事案の性質によりこれによることが適当でないと認められる場合は、別に審

査して表彰等を決定することができる。

3 表彰等の制限

- (1) 表彰等を上申する場合は、受賞者の身上等、事前に表彰等の可否を判断する要素について十分調査しなければならない。
- (2) 表彰等の上申をした後、表彰等をすることが不相当と認められる事由が判明した場合は、速やかに警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）に報告しなければならない。

4 昇給該当者の通報

監察官室長は、表彰等審査基準に基づき審査し、本部長決裁を得た事案について、当該功労者が、昇格昇給実施要領（平成20年務第480号）に規定する賞詞昇給の対象者と認められる場合は、警務部警務課長に通報するものとする。

第7 表彰等の上申及び記録

- 1 表彰等該当事案のうち、次の各号に掲げるものの上申責任者は、それぞれ各号に定めるとおりとする。

(1) 職員の功労

当該職員の所属長とし、当該職員が応援派遣された者である場合は、応援を受けた所属長とする。この場合、当該表彰等該当事案を主管する警察本部の所属長（以下「主管所属長」という。）を経て行うものとする。

(2) 部署の業績

主管所属長とする。

- (3) 表彰すべき事案の功労者が多数であり、かつ、その所属を異にする場合、又は業績功労がある部署若しくは団体が多数の場合

主管所属長とする。

(4) 善行顕彰

規程第4条第1項第2号に規定する感謝状を上申又は授与した所属長とする。

- 2 所属長は、表彰等該当事案が、著しい功労又は業績があり賞詞、賞状及び本部長感謝状に該当すると認められ、かつ、社会的反響が大きく早急に表彰することが特に必要と認められるときは、表彰上申書又は表彰等上申書内容に従って電話等により上申することができる。

3 表彰台帳の備付等

監察官室長は、次に掲げる表彰台帳を作成し、備え付けるものとする。

- (1) 警察功績章表彰台帳（別記様式1）
- (2) 賞状表彰台帳（別記様式2）
- (3) 賞詞、賞誉表彰台帳（別記様式3）
- (4) 感謝状台帳（別記様式4）

4 部外からの表彰受賞時の措置

所属長は、所属及び所属の職員が、警察庁長官、関東管区警察局長及び埼玉県警察以外の他の行政機関から表彰を受けた時は、その表彰状の写しを監察官室長へ送付するものとする。

実施日

この例規通達は、平成13年10月1日から実施する。

実施日（平成14年12月12日監第1239号）

この通達は、平成15年1月1日から実施する。

実施日（平成16年3月1日捜三第486号）

この通達は、平成16年3月6日から実施する。

実施日（平成17年3月10日監第310号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成18年3月31日務第960号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

実施日（平成20年2月22日留管第106号）

この通達は、平成20年2月22日から実施する。

実施日（平成23年7月4日監第577号）

この通達は、平成23年7月4日から実施する。

実施日（平成25年12月25日監第1416号）

この通達は、平成26年1月1日から実施する。

実施日（平成27年7月6日務第1484号）

この通達は、平成27年7月6日から実施する。

実施日（平成29年2月8日監第110号）

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

実施日（平成29年8月3日刑総第1322号）

この通達は、平成29年8月3日から実施する。

実施日 (平成29年12月20日監第1035号)

この通達は、平成30年1月1日から実施する。

実施日 (令和元年6月19日監第430号)

この通達は、令和元年7月1日から実施する。

実施日 (令和3年1月15日監第38号)

この通達は、令和3年2月1日から実施する。

実施日 (令和5年1月19日監第46号)

この通達は、令和5年1月20日から実施する。

実施日 (令和5年3月3日監第188号)

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

実施日 (令和5年3月30日務第770号)

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

実施日 (令和5年8月3日刑総第2161号)

この通達は、令和5年8月3日から実施する。

実施日 (令和6年6月27日監第633号)

この通達は、令和6年7月1日から実施する。

実施日 (令和7年5月27日刑総第863号)

1 この通達は、令和7年6月1日から実施する。

2 【省略】

【様式別表省略】